

株式会社JWAY ケーブルライン利用規約

第1条【規約の適用】

株式会社 JWAY(以下、「当社」という。)は、ソフトバンク株式会社(以下、「ソフトバンク」という。)が規定する「IP 電話サービス契約約款」(以下、「約款」という。)により提供される「ケーブルラインサービス」の設備の設置・保守および請求等を、当社の定める「ケーブルライン利用規約」(以下、「本規約」という。)により行うものとします。

2. 当社及びソフトバンクがホームページその他の手段により通知する利用条件等に関する事項もこの規約の一部を構成するものとします。
3. 本規約の規定が約款の規定と矛盾又は抵触する場合は、約款の規定が本規約の規定に優先して適用されるものとします。

第2条【用語】

本規約で使用する用語の意味は、本規約で別段の定めがない限り、約款で使用する用語の意味に従います。

第3条【規約の変更】

当社は、本規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

2. 当社が別に定めることとしている事項については、適宜変更することがあります。

第4条【契約の成立】

ケーブルラインサービスの申込みをする者(以下、「申込者」という。)は、予め約款等及び本規約を承諾し、別に定める当社所定の 申込書に必要な事項を記入のうえ、当社に提出し、当社がこれを承諾したときに当社と申込者との間で本規約を契約内容とする契約(以下、「本契約」という。)が成立します。

2. 1契約内でのケーブルラインサービスとケーブルプラス電話サービスの併用は出来ないものとします。
3. 当社は、前項の規定に関わらず、次のいずれかに該当すると判断した場合には、申込みを承諾しないことがあります。また承諾後においても、次の各号に該当する事実が判明した場合には、違約の責めを負うことなく、その承諾を取り消すことができるものとします。
 - (1) ケーブルラインサービス接続回線(以下、「電話接続回線」という。)を設置し、又は保守することが技術上困難なとき。
 - (2) 申し込みをした者が、ケーブルラインサービスに係る料金(以下、「電話サービス料金」という。)又は工事に関する費用等の支払を怠る恐れがあると当社が判断したとき。
 - (3) 1契約あたりの回線数が10回線を超える場合。
 - (4) その他当社の業務の遂行上支障がある場合。
 - (5) 加入申込者が未成年、成年被後見人であり、法定代理人、後見人の同意を得られない場合。
 - (6) 加入申込みの記載事項に虚偽、不備(名義、捺印、識別のための番号及び符号情報等の相違・記入漏れ等をいいます)がある場合。
 - (7) 加入申込者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ロゴ、特殊知能暴力集団等の反社会勢力と判断される場合。
 - (8) その他、申込みの承諾が不適当であると当社が判断したとき。

第5条【設備の設置】

当社は、第4条の規定に従い契約が成立した場合は、本規約に基づき、ケーブルラインサービスの提供を受けるにあたって必要となるケーブルラインサービス接続回線の引込、屋内配線、電話機能付き終端装置の設置に係る工事及び保守等の一部(以下「設備の設置」という。)を、当社所定の機器、工法等により当社又は当社が指定する業者が行うものとします。尚、終端装置は当社が提供し、所有権も当社に帰属します。

第6条【契約者の履行義務】

電話接続回線の終端のある構内(これに準ずる区域内を含み、以下同じとします)または建物内等において、当社が電話接続回線、屋内配線および終端装置等を設置するために必要な場所は、契約者から提供して頂きます。

2. 当社または当社の指定する者が、設備の設置、撤去、保守の工事、点検等を行うために必要があるときは、契約者の承諾を得て 契約者が所有または占有する敷地、家屋、構築物等に立ち入り、またはこれらおよび電気・水等を無償で使用できるものとします。この場合において、地主、家主その他利害関係人のあるときは、契約者はあらかじめ当該利害関係人の承諾を得ておくものとし、利害関係人との交渉に関して責任を負うものとします。
3. 契約者は、電話接続回線の終端のある構内または建物内において、当社の電気通信設備を設置するために構内交換機や管路等の 特別な設備を使用することを希望するときは、自己負担によりその特別な設備を設置していただきます。
4. 契約者は、当社が契約に基づき設置した終端装置を移動し、取り外し、変更し、分解し、もしくは損壊し、またはその設備に線 条その他の導体を接続しないこととします。契約者の過失により終端装置を破損、紛失した場合は、機器代を申し受けます。

第7条【工事費等】

第5条に定める設備の設置に伴う料金(以下「工事費等」といいます)は契約者負担とします。

2. 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、当社が別に算定した額に消費税相当額を加算した額を負担していただきます。
3. 契約者は、工事の完了後に契約の解除による設備の撤去があった場合でも、工事費等を支払うものとします。

第8条【端末の貸出】

当社は、第4条の規定に従い利用契約が成立した場合は、約款および別紙に定める「光端末設備貸出サービスに関する契約条項」に基づき、端末設備を契約者に貸し出します。尚、端末設備の所有権は当社に帰属し、利用契約が解除された場合、契約者は直ちに端末設備を当社に返却するものとします。返却がない場合は、端末設備購入代金相当額を当社に支払うものとします。

第9条【ソフトバンクに係る債権の譲渡等】

当社は、契約者にその約款に定めるところにより当社に譲り渡すこととされたソフトバンクの債権を譲り受け、当社が請求することを承認していただきます。この場合、当社及びソフトバンクは契約者への個別の通知又は、譲渡承認の請求を省略するものとします。

第10条【請求と支払等】

契約者は、各月の電話サービス料金及び工事費等を金融機関の預金口座振替による方法で、当社の定める期日迄に毎月支払いを行なうものとします。

2. 契約者は当社が電話サービス料金及び工事費等の収納業務を収納代行会社に委託することがあることを承認していただきます。
3. 当社は原則として、電話サービス料金の請求書、領収書の発行を行わないものとします。
4. 契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額の延滞利息として当社が別に定める方法により支払うものとします。
5. 契約者が、本利用料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税額を加算しない額とします)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社から別に定める方法によりお支払いいただくものとします。
6. 本利用料金は当社の債権であり、当社から請求するものとします。

第11条【解約】

契約者は、ケーブルラインサービス契約を解除しようとするときは、ケーブルラインサービス約款の規定に基づき、当社にケーブルラインサービス契約の解除通知を行うものとします。尚、加入時にキャンペーン特典(初期費用、工事費、利用料等の割引等)を受け、当該特典で定められた期間内に解約された場合は、適用時に設定された違約金等をお支払いいただきます。

第12条【契約の解除】

当社は、次の場合にケーブルラインサービス利用契約を解除することがあります。解除に伴い当社は契約者の同意を得ることなく引込設備及び終端装置を撤去いたします。尚、契約者は契約解除に伴い債務の履行を免除されるものではありません。

- (1) 契約者が、工事費等を支払い期日までに支払わなかった場合
 - (2) 電話サービス料金、その他の債務については3ヶ月を経過してもなお支払わない又は支払わないおそれのあるとき。
 - (3) 契約の申し込みに当たって、事実と反する記載を行ったこと等が判明したとき。
 - (4) 当社が契約に基づき設置した電気通信設備を移動、取り外し、変更、分解、若しくは損壊、又はその設備に線条その他の導体を接続したとき。
 - (5) 電気通信回線の地中化等、当社又は契約者の責に帰すべからざる事由により当社の電気通信設備の変更を余儀なくされ、且つ代替構築が困難で電話サービス継続が出来ないとき。
 - (6) 本規約又は約款に違反した又は違反する恐れがある場合。
 - (7) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
2. 当社は、契約者が反社会的勢力に属すると判断した場合、催告することなく、直ちに本契約を解除することができるものとします。

第13条【サポート】

契約者は、ケーブルラインを使用できない場合、契約者の設備・利用態様に問題がないことを確認の上、当社に申告していただきます。当社はその申告に基づき、当社は当社及びソフトバンクの設備の修理・保守等(以下、「サポート」といいます)のための手配を行います。

2. 契約者は、利用環境・態様及び申告の時間帯等により、サポートを受けることが困難あるいは時間を要する場合があることを承諾していただきます。
3. 第1項及び第2項に関わらず、その原因が当社及びソフトバンクの設備、工事以外による場合には、当社及びソフトバンクはサポートの責を負いません。

第14条【契約者に係る情報の利用】

当社は、契約者に係る氏名もしくは名称、電気通信番号、住所もしくは居所又は請求書の送付先等の情報を、本規約及びソフトバンクが定める約款に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。

第15条【個人情報の取り扱い】

当社は、契約者の個人情報について、当社が定める「個人情報保護方針」に基づいて適正に取り扱うものとします。

2. 契約者の個人情報の取り扱いについて必要な事項は、当社が定める「個人情報に関する公表事項」において公表するものとします。
3. ケーブルラインの不具合解析や終端装置の交換・故障修理を行う場合、当社は接続機器製造事業者に対し以下の情報を提供する場合があります。

目的: 機器の修理及び故障原因の解析のため

対象情報: ①機器の製造番号(MAC アドレス)等

②端末内に保存されたシステムログ及び通信ログ(故障により消去できない場合に限る)

4. 当社は、前項に定める解析結果や修理状況を、接続機器製造事業者から取得することができるものとします。

5. 個人情報の取り扱いに関して、本規約の内容と「個人情報保護方針」の内容に矛盾が生じる場合は、本規約の規定が優先して適用されるものとします。

第16条【利用の停止】

当社は、契約者がケーブルラインサービスに係る料金又は当社料金を支払期日が経過してもなお支払わない場合、ソフトバンクを通じ、その利用を停止することがあります。また、停止後解約又は解除までに発生する基本料については契約者へ請求します。

第17条【債権の保全】

当社が第6条(工事費等)の債権及び第7条(ソフトバンクに係る債権の譲渡等)により譲りうけた債権の保全に際して必要と認められた場合は、契約者に対して契約者の住所及び氏名が確認できる書類、その他債権保全に必要な書類の提出を求めることができるものとします。

第18条【債権回収代行会社等への回収業務の委託】

契約者が電話サービス料金、工事費、その他の債務について支払いを怠った場合は、当社が債権回収代行会社へ債務の回収業務を委託する場があることを契約者は予め承諾するものとします。

第19条【免責事項】

当社は、天災、事変その他の事由によるケーブルラインサービスの停止、不能についての損害への責は負いません。但し、当社の故意または重大な過失によりサービスが提供できなかった場合については、この限りではありません。

2. 契約者がケーブルラインサービスの利用により損害を与えた場合は、当該契約者が自己の責任において解決するものとし、当社は一切その責を負わないこととします。

第20条【国内法への準拠】

本規約は、日本国国内法に準拠するものとし、契約により生じる一切の紛争等については水戸地方裁判所日立支部を管轄裁判所とします。

第21条【反社会的勢力の排除】

契約者は、現在または過去5年以内において、自己または自己の代表者、役員または実質的に経営を支配する者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者(以下「反社会的勢力」)に該当または密接な関係にないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

(1)反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること

(2)反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

(3)自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること

(4)反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること

(5)役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 加入者が、第1項の表明・確約に違反した場合には、相手方は何ら催告することなく、本契約を解除することができるものとします。

第22条【定めなき事項】

本規約に定めなき事項が生じた場合、当社及び契約者は本規約の趣旨に従い、誠意を持って協議の上解決にあたるものとします。

附則

本規約は、2023年12月1日より施行します。

光端末設備貸出サービスに関する契約条項

第 1 条 WMTA 機器の貸出

当社は、契約者に対し、その契約者との間で締結している 1 のケーブルライン契約につき、当社が別途指定する WMTA 機器（種類の異なる複数のネットワークを接続するための機器であって、通信プロトコル変換および IP ルーティング等の機能を有するものをいいます。）を無償で貸与します。

第 2 条 WMTA 機器の設置および撤去等

当社は、前項に基づき契約者に貸与する WMTA 機器を契約者が指定した設置場所（ただし、本サービスの提供を受けられる場所に限ります）に設置し、その設置した日から契約者に対する当該 WMTA 機器の貸与が開始されるものとします。

2. 契約者は、WMTA 機器と契約者の機器とを接続しようとするときは、その接続方法および設定内容等について当社の指示に従うものとします。
3. WMTA 機器と契約者の機器との接続に必要となる物品等および WMTA 機器を使用するにあたり必要となる電源等は、契約者の責任と費用負担で準備するものとします。
4. 当社は契約者に対して、貸与開始において WMTA 機器が正常な機能を備えていることのみを担保し、WMTA 機器の商品性および契約者の使用目的への適合性については一切担保しません。

第 3 条 WMTA 機器の使用および保管等

契約者は、WMTA 機器を善良なる管理者の注意をもって使用および保管するものとします。

2. 契約者は、WMTA 機器を第三者に譲渡し、転貸し、自己もしくは第三者のための担保として提供または使用させ、WMTA 機器を改造もしくは改変または契約者が本規約において指定した当該 WMTA 機器の設置場所以外の場所に移転してはならないものとします。
3. 契約者は、WMTA 機器に故障、滅失または毀損等が生じたときは、直ちに、その旨を当社に通知します。当社はその通知を受領後、故障品と同一機種もしくはほぼ同等の機能を有する正常な WMTA 機器を提供し、契約者は、故障、毀損等の生じた WMTA 機器を当社に返却するものとします。
4. 前項の規定に拘らず、当社は、契約者の責に帰すべき事由により WMTA 機器に故障、滅失または毀損が生じたときは、契約者に対し、別表 1「端末設備購入代金相当額」に定める額を請求できるものとします。

第 4 条 WMTA 機器の返還等

契約者は、解約等の理由で WMTA 機器の返還が必要となった場合には、その旨を速やかに当社へ連絡し、WMTA 機器の返還に係る工事の依頼を行うこととします。

2. WMTA 機器の返還に係る工事は、当社が特別と認める場合を除き、当社または当社が指定する業者が行うものとします。

第 5 条 責任の範囲

当社およびソフトバンク株式会社（以下「当社等」といいます）は、当社等の責めに帰すべき事由に基づく WMTA 機器の故障、滅失または毀損等により契約者が損害を被った場合、約款に規定された本サービスに係る定額利用料に相当する額を限度としてその損害を賠償します。ただし、当社等に故意または重大な過失がある場合は、この限りではありません。

2. 当社等は、端末設備の修理等にあたって当社等の責めに帰すべき事由により契約者の機器その他の物品等に損害を与えた場合、約款に規定された本サービスに係る定額利用料に相当する額を限度として損害を賠償します。ただし、当社等に故意または重大な過失がある場合は、この限りではありません。
3. 前二項の場合において、当社等は、当社等の責めに帰すべからざる事由により契約者が被った損害について、その責任を一切負わないものとします。
4. 当社等は、契約者の責めに帰すべからざる事由により WMTA 機器を全く使用することができない状態（WMTA 機器を全く使用することができない状態と同程度の状態となる場合を含みます）が生じた場合に、そのことを当社等が知った時刻から起算して 24 時間以上その状態が連続したときは、そのことを当社等が知った時刻以降の使用できなかった時間（24 時間の倍数である部分に限ります）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する約款に規定された本サービスに係る定額利用料の支払いを要しないものとします。ただし、当社等の故意または重大な過失により、WMTA 機器を全く使用することができない状態が生じたときは、そのことを当社等が知った時刻以降の使用できなかった時間について、その時間に対応する約款に規定された本サービスに係る定額利用料の支払いを要しないものとします。

別表 1

区分	単位	料金	備考
引込工事費	1 引込毎に	19,800 円	加入時における引込工事
通信工事費	1 通信工事毎に	19,800 円	加入時における通信工事 (インターネット・電話共通)
電話端末 (WMTA) 設置工事費	1 機器接続毎に	3,960 円	加入時における電話端末設置工事
電話端末 (WMTA) 破損・紛失の場合	1 機器毎に	16,800 円 (不課税)	電話用端末の 破損・紛失に有する費用 (端末設備購入代金相当額)

※ご注意

- ・表記の金額はすべて税込金額です。消費税率は変動する場合があります。
- ・ケーブルラインサービス基本利用料には通話料、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料、別途オプション料金は含まれておりません。
- ・加入登録手数料、利用料金、工事費、設置作業費は、加入促進の為に割引することがあります。

附則

本契約条項は令和 5 年 12 月 1 日から施行します。